

ドーハ会合ハイライト

2012年12月3日 月曜日

月曜日の午前中、午後、夜、多数の問題を議論するコンタクトグループ会合および非公式協議が開催された。この中には次の問題が含まれた：条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会(AWG-LCA)の合意成果；京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)の第3項目；強化された行動のためのダーバンプラットフォーム特別作業部会(ADP)の下でのワークストリーム1と2。

月曜日夜、COP 18/CMP 8議長のAbdullah bin Hamad Al-Attiyah (カタール)は、非公式な進捗状況報告プレナリーを開催した。

COP 18/CMP 8 議長の進捗状況報告プレナリー

夜、COP 18/CMP 8議長の進捗状況報告プレナリーが開催された。SBI、SBSTA、AWG-KP、AWG-LCA、ADPの各議長が交渉の最新状況について報告した。

SBSTA議長のRichard Muyungi (タンザニア)は、技術開発と技術移転、議定書5条、7条、8条の下での手法論などの問題がCOPの更なるガイダンスを得るためCOPに送られたと強調した。

SBI議長のThomaz Chruszczow (ポーランド)は、SBIでは多くの議題項目の審議終了に成功したが、国別適応計画、国際的な協議と分析に関する非附属書I締約国のMRVではさらなる審議が必要だと指摘した。同議長は、損失と損害、技術などでは更なる政治的な審議が必要だと付け加えた。

AWG-KP議長のMadeleine Diouf (セネガル)は、水曜日に改定文書を作成し、AWG-KPの作業を終了させることへの期待感を指摘した。同議長は、閣僚からのインプットが必要となりうる問題として、第2約束期間の約束をしない締約国の柔軟性メカニズムへのアクセス、野心レベルの引き上げなどを挙げた。

AWG-LCA議長のAysar Tayeb (サウジアラビア)は、AWG-LCAの成果およびAWG-LCA議題項目の下での進捗状況について報告した。同議長は、一部の締約国がAWG-LCA終了前に多様な問題について更なる審議を行う必要があると指摘したことを述べた。同議長は、緩和問題では実質的な進展がみられたと強調したが、適応や資金、技術、キャパシティビルディングおよび対応措置ではそれほど進展がないと指摘した。同議長は、一部の議題項目では、少人数グループが既に草案作成作業に取りがかりしているとし、閣僚の参加が有益となる政治的特性のある問題が特定されていると述べた。

ADP共同議長のHarald Dovland (ノルウェー)は、共同議長がADP作業計画の要素を含めた非公式覚書を提出したと報告した。同共同議長は、締約国からのフィードバックに基づき、この非公式覚書を改定し、火曜日の審議にかけると指摘した。

COP18議長のAl-Attayahは、閣僚による早期のアウトリーチが求められると強調し、Luiz Figueiredo Machado (ブラジル)とBård Vegar Solhjell (ノルウェー)が非公式の閣僚によるアウトリーチプロセスを開催し、京都議定書第2約束期間で約束をしない締約国の柔軟性メカニズムへのアクセスに関する問題、徴収料金の一部配分制度を他の柔軟性メカニズムにも拡大する問題などの議論に関し、AWG-KP議長を支援すると述べた。同議長は、他の問題でもいずれ閣僚の更なる参加が求められる可能性があるとして付け加えた。

アルジェリアはG-77/中国の立場で発言し、全ての締約国が受け入れられる解決策を見出すため、適切な手法を用いる議長を支援すると表明し、時間の要素を「意見の一致を得るという目的をそらすための言い訳に用いるべきでない」と指摘した。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、日曜日早朝に開催されたSBIの閉会プレナリーに関する懸念を表明し、そのような手続き上のアレンジは少人数の代表団の能力を超えるものだとして強調した。同代表は、SBSTAの農業に関する議題項目について、COPで審議されるのか次のSBSTA会合に回されるのか明確にするよう求めた。

ナウルはAOSISの立場で発言し、ドーハ会合を成功させるには資金に関する野心的な合意が必要だと強調し、交渉トラック全体で緊急性や野心が欠けていることを嘆いた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、次のことが必要だと強調した：京都議定書の第2約束期間を実現するには、その「運用性 (operability)」および柔軟性メカニズムへアクセスする適格性に関する問題を議論する；カンクンおよびダーバンで達成された実質的な成果を認識する；AWG-LCAの残された作業を全て終了するため、意見が一致している分野に焦点を当てる；ADPの交渉が順調に進んでいるとのシグナルを送るため、ADPの議論を文書にまとめる。

スイスはEIGの立場で発言し、既に合意されたものを再度審議するのではなく、意見の一致を得る必要があると強調し、特定の問題についてガイダンスを得るため閣僚会議に回すことを支持した。EUは、ダーバンで合意されたとおり、バランスのとれたパッケージを「実現するためこの席にいる」ことを強調した。同代表は議定書の下での第2約束期間に関し、技術要素で進展がないことに懸念を表明し、閣僚のインプットを歓迎した。

ベネズエラは、締約国が先進国に不公平な利益を与える「緩和と市場の合意 (mitigation and market agreement)」に向け動いているとして懸念を表明した。同代表は、AWG-LCAの文書に、資金や適応、ある

いは技術が含まれていないことにも懸念を表明し、第2約束期間に参加しない締約国にも柔軟性メカニズムへのアクセスを与える議論は京都議定書の原則に反すると述べた。

バングラデシュは気候脆弱性フォーラム (CIMATE VULNERABLE FORUM) の立場で発言し、2013-2020年の期間の重要問題として、資金、技術、キャパシティビルディングを挙げた。コロンビアは、チリ、コスタリカ、ドミニカ共和国、グアテマラ、ペルーの立場も代弁して発言し、AWG-KPの下で議論されている重要問題の審議への閣僚の参加を支持し、特にAWG-LCA文書の作成においては締約国主導プロセスが必要だと強調した。

ボリビアは、進行役作成の多様な非公式覚書が一部締約国の提出文書を考慮していないこと、緩和の野心レベル引き上げで進展がないことに懸念を表明した。ニカラグアは、「気候資金での失われた十年」を避けるよう求め、資金に関する2020年目標を達成するロードマップがないことを指摘した。

エジプトはアラブグループの立場で発言し、野心と衡平性の間には矛盾がないと強調し、衡平性は「野心への入り口 (gateway to ambition)」となるべきだと強調した。同代表は、野心は多面的あるべきだと指摘した。インドは同様の意思を持つ途上国 (LIKE-MINDED DEVELOPPING COUNTRIES) の立場で発言し、AWG-LCAの意味のある結論書はダーバンパッケージの主要要素の一つであると強調し、適応やキャパシティビルディング、技術、資金などその全ての問題の解決を求めた。

SBSTA議長のMuyungiは、農業に関するSBSTA議題項目の現状に関する質問に応え、この問題をCOPでの更なる審議のためCOPに送る点では意見の一致がないと指摘されたと報告し、SBSTA 38でもこの議題項目の審議を続けることで合意したと報告した。さらに議長のMuyungi は、このことをCOP議長に報告したことも指摘した。

COP議長のAl-Attayahは、締約国に対し、多様な問題での解決策を見出す努力を続け、金曜日までに作業を完了するよう求めた。同議長は、火曜日までにSBsから送られてきた作業を終了させ、水曜日にはAWGsを閉会する意図であると締約国に告げた。

AWG-LCA

合意成果：午前中、AWG-LCA議長のTayebは、AWG-LCAの合意成果に関する非公式協議を開催した。議論の焦点となったのはAWG-LCA議題項目3-5 (AWG-LCA合意成果、レビュー、その他の問題)の状況に関する新しい文書であった。

アルジェリアはG-77/中国の立場で発言し、文書に対する失望感を表明し、これは「バランスがとれていない (unbalanced)」、バリ行動計画の主要要素を反映していないと指摘した。ニカラグアは同じ意図を持つ

途上国 (LIKE-MINDED DEVELOPING COUNTRIES) の立場で発言し、他の多くの途上国と共に、適応、資金、技術、キャパシティビルディングに関する文書が必要だと強調した。ケニアはアフリカグループの立場で発言し、バリ行動計画の主要要素を含めることが議論の前提条件であると指摘した。フィリピン、アラブ首長国連邦、その他は、実施の意味が明確でないことを嘆いた。ボリビアは、文書が「市場本位」に焦点を当てているとして反対した。中国は、「包括的かつバランスのとれた」成果をもってAWG-LCAを終了させる必要があると指摘し、参加者の前に提出した文書は包括的でないと述べた。エクアドルは、次の点を指摘した：市場の環境十全性；資金援助の計測、報告、検証(MRV)；「極めて重要な (crucial)」問題としての適応。中央アフリカ森林委員会 (CENTRAL AFRICA FOREST COMMISSION) は、特に森林保全の社会経済的な利点、生態系の利点に対応する作業計画を求めた。

米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドは、多様な新しい制度アレンジの設立などAWG-LCAでの進展を認めることが重要だと強調した。スイスはEIGの立場で発言し、「全ての議論を再開し (to revisit everything)」、「人為的に高い (artificially high)」期待感、「意見を分ける事柄 (things that divide us)」に焦点を当てようとする動きに警告した。日本は、早期開始資金や常任委員会の設置など資金面での進展を途上国が認めないことを嘆いた。数カ国の先進国は、適応や資金などの問題はAWG-LCA終了後も他のプロセスで議論が継続されると強調した。EUは、特に次の点に注目した：適応委員会および常任委員会；長期資金および国別適応計画に関する作業。バルバドスは、AWG-LCA以外にはポスト2012年の資金面のギャップを検討するプロセスは存在しないとし、グリーン気候基金は「中身のない殻だけ (an empty shell)」のままだと強調した。

EUは、AWG-LCAのマנדートにおける特別な課題を強調し、市場アプローチに関する決定がないことは、ドーハ以後にも検討するプロセスがないことを意味すると述べた。ブラジルは、ADPの下で市場メカニズムの議論をするよう提案したが、EUは、この考えに対する懸念を表明した。ベネズエラは、バリ行動計画のパラグラフ1(b)(v) (市場および市場外の手法) の文章は非公式協議で多数の途上国が拒否したものと強調し、この文書を更なる交渉の土台とすることに反対した。た。ボリビアは、これに同意し、二重計算やひ追加性など排出量を増加させる可能性がある問題など市場メカニズムへの懸念を強調した。

コロンビアは、次の点を求めた：どの組織においてバリ行動計画の実施が継続されるのか明らかにする；「終了できることを終了する (giving closure to what can be closed)」；一部の問題が文書に反映されていないと感じるものに安心感を与える。ブラジルは、AWG-LCAのマンドートの全てを終了させる必要があると強調し、これらの問題を全て解決することがADPにおいて意味のある作業を行う前提条件だと強調した。南アフリカ、その他は、AWG-LCAの終了文書はAWG-LCAのマンドートの全ての問題を包含するものでなければ

ならないとし、一部の問題では更なる審議が必要だと強調した。メキシコは、COP 16と17の成果を考慮に入れる必要があり、何をなすべきか検討する必要があると指摘した。同代表は、AWG-LCAの成果の実施は何年も続くと知った上でAWG-LCAを終了させる必要があると指摘した。

議長のTayebは、このペーパーは「自分の」文書ではないが、スピノフグループの中で文書について合意しなかったスピノフグループのペーパーを除き、他のグループのペーパーを未編集でまとめたものだと説明した。同議長は、今週 AWG-LCAでは「大量の (a lot of work)」作業があると指摘し、一部のグループは交渉時間の追加で利益を得るが、他のグループは議論が後戻りしており、前に進むにはガイダンスが必要だと指摘した。

議長のTayebは、共有ビジョンのスピノフグループは次のプロセスに関する文書に焦点を当てるよう提案した：世界目標の数値およびピークに達する時間枠をその影響と共に探求する； 持続可能な開発への衡平なアクセスを検討する。レビューに関し、議長のTayebは、このグループではレビューの範囲に焦点を当てるとともに、専門家のインプットも検討するよう提案した。先進国の緩和および途上国の緩和に関し、議長のTayebは、作業プログラムの作成およびその要素の可能性に焦点を当てるよう締約国に求めた。議論の後、議長のTayebは、レビュー、共有ビジョン、先進国の緩和、途上国の緩和に関し「非公式な非公式協議」が行われると述べた。

AWG-KP

第3項：午前中、第3項（附属書I締約国の更なる約束の検討）に関するAWG-KPコンタクトグループが会合を開催した。AWG-KP議長のDioufは、交渉推進のための改定案(FCCC/KP/AWG/2012/CRP.2)に留意するよう求めた。

進行役のSande de Wet (南アフリカ)は、数値／文章に関するスピノフグループについて報告し、締約国は野心レベル引き上げ方法について意見交換を行ったと指摘した。同進行役は、文章の明確化では「ある程度の進展 (modest progress)」があったと指摘し、第2約束期間での柔軟性メカニズム参加資格に関するオプションについては更なる明確化が必要であり、余剰割当量単位(AAUs)の繰越でも更なる進展が必要だとの観測を示した。

AWG-KP副議長のJukka Uosukainen (フィンランド)は、第2約束期間に関する非公式協議で「良い進展 (good progress)」があったと報告した。同副議長は、議定書の改定に関するCMP 決定書案の一部のパラグラフは「実際的かつ戦術的な理由 (for practical and tactical reasons)」から括弧書きのまま残されていると指摘し、実際の未解決な問題を提起するよりも他のグループでの進展を待っていると述べた。同副議長は、改定

文書での第2約束期間の暫定的な適用に関する問題（パラグラフ7-11）が解決すべき問題として残されていると説明した。副議長のUosukainenは、暫定的な適用に関する3つのオプション、すなわち撤退（opting out）、参加（opting in）、決定書の実施を特定し、これらのオプションは「必ずしも相互に排除しあうものではない（not necessarily mutually exclusive）」と述べた。

AWG-KP議長のDioufは、その後、AWG-KPでの全面的な合意に向け進捗を図る方法に関する自身の評価を披露した。同議長は、第2約束期間の長さ、QELROs、野心に関する各締約国の意見は依然として分かれていると説明した。同議長は、2013年1月1日以降の議定書の法律上の継続性に関し、オプションは絞られており、明確になっているとし、意見の一致の可能性が見えているかどうか締約国に問うた。同議長は、2013年1月1日以降の議定書の附属書 I 締約国における議定書の運用継続性に関し、提案が提起されていると報告し、しかしそれを議論するには更なる時間が必要だと指摘した。

同議長は、第2約束期間に参加しない附属書I締約国の議定書柔軟性メカニズムにアクセスする適格性に関し、意見は分かれており、妥協できるオプションは見えていないとの観測を示した。同議長は、これは政治的な問題であると指摘し、閣僚たちへの提案を練り上げるよう締約国に想起した。EUは、CDMは適応基金の重要な資金源であると強調した。マーシャル諸島はAOSISの立場で発言し、インドの支持を受け、柔軟性メカニズムからの徴収分の一部が適応に用いられることを確実にするよう求めた。

議長はDioufは、机上の提案に留意し、余剰AAUsの繰越は「複雑で微妙、かつ政治的な（complex, sensitive and politic）」問題だと強調した。同議長は、解決への希望を表明し、閣僚たちに問題を送る前に透明性のある形で作業するよう締約国に求めた。

EUは、締約国はAAUs繰越問題や野心の引き上げで審議をしていると強調し、閣僚に文書を送る前に「作業の成果（fruits of this work）」を提起するよう求めた。セントルシアはAOSISの立場で発言し、数カ国の途上国と共に、高い野心レベルを達成する必要があると強調した。同代表は一部の締約国がプレッジの上限を引き上げるとの明確なマンデートがあるにも関わらず、プレッジの下限を下げたことを嘆き、ADPプロセスの創設でプレッジの条件は満たされていると指摘した。フィリピンは、「速く、遠く、前に歩く（walk fast, far and forward）」よう締約国に求めた。オーストラリアは、野心は議定書の第2約束期間を超える期間で対応すべき広範な問題であると指摘した。スイスは、余剰AAUsの繰越に対応するのは野心を引き上げる一方法であると指摘した。

ADP

ワークストリーム1と2: 午後、ADPは、ワークストリーム1と2に関する非公式協議を開催した。締約国は、

12月2日付の共同議長の非公式覚書を検討した。この非公式覚書には、ADP作業計画など、COPの審議に送られるべき決定書案および結論書案の要素が記載されている。

締約国は、非公式覚書に関する一般的なコメントを披露したほか、特定のパラグラフに関する具体的な提案も行った。締約国は、ドーハでのADPの成果には次のものが含まれるべきだと述べた：2015年までに作業を終了させるとの約束；2014年の交渉文書；異なるセクターの閣僚の参加の場を設ける、たとえば閣僚のラウンドテーブル会議を毎年開催する。一部の締約国は、ドーハでの「最小限の成果（minimalist outcome）」を希望すると述べ、現段階ではこれ以上の議論はできないし必要でないと指摘した。

数カ国の締約国は、将来の合意の構成に関する文書提出を求めるには時期尚早であると述べ、ある締約国は、構成ではなく範囲を定める必要があると強調した。ある途上国は、2つのワークストリームだけでなくダーバンプラットフォームの全ての要素を全体的な形で対応すべきだとの観測を述べた。数カ国の締約国は、2つのワークストリーム間のバランスが必要なことも強調した。

2013年のADPの作業計画に関し、先進締約国数カ国は、ADPについて2013年に追加の会合を開催する必要があるかどうか疑問視し、予定されているUNFCCC会合でも十分な議論をする時間がとれると述べた。

締約国数カ国は、国際協力イニシアティブの緩和ポテンシャルを分析するテクニカルペーパーの作成を事務局に求めるとの文章に反対し、ある締約国は、ADPが国際協力イニシアティブ自体にそれぞれの緩和ポテンシャルを特定するよう要請することを希望した。

共同議長の非公式覚書の改定案が作成され、非公式協議が続けられる。

廊下にて

月曜日、閣僚や、新たな参加者の一部がドーハでの議論の最終段階に向け到着し始める中、カタール国立会議場の広い廊下は、明らかに活気に満ちていた。この日一日開催された進捗状況報告会議や記者会見の中で、参加者は、この会議を成功裏に終わらせるための大変な行程について考える機会を持った。

補助機関会合が終了したことで、今後数日のうちに保留された問題を全て解決し、それぞれの作業を終わらせる必要があるAWG-KPとAWG-LCAに注目が集まった。記者会見でのEUを含む一部のものは、ADPが2015年までに法的拘束力のある合意を達成するには、明確なステップで合意することが重要だと強調した。AWG-LCAでの非公式議論は、AWG-LCAのマandatを満たすために解決する必要がある問題について、先進国と途上国の意見の不一致にいつも通り立ち戻っていた。どれが最も意見が分かれている問題かでも参加者の意見は一致していなかったようで、あるものは適応、資金、市場メカニズムに言及したが、他のものは、ユニラテラルな貿易措置や対応措置で行き詰まっていると述べた。

多くの作業が残されているにも関わらず、一部のものは「精彩を欠いた (lackluster)」会議だとコメントし、あるNGO代表は、「官僚的なCOP (bureaucratic COP)」に感じたと言った。夜の進捗状況報プレナリーの後、数名の参加者は、悲観的なムードを漂わせ、成果が見えてくるかどうか確信している状況とは程遠く見えた。長年参加してきた一人は、「会議の最後に「意外な (surprise)」合意がでてくる望みは薄い」と述べた。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola Akanle Eni-ibukun, Ph.D., Jennifer Allan, Beate Antonich, Asheline Appleton, Elena Kosolapova and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. Japanese translation by the Global Industrial and Social Progress Research Institute (GISPRI). The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), and the Government of Australia. General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Specific funding for coverage of this meeting has been provided by the State of Qatar. Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Doha Climate Change Conference - November 2012 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.